



府食第523号
平成17年5月24日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

器具・容器包装専門調査会
座長 山添 康

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る
食品健康影響評価について

平成16年8月30日付け厚生労働省発食安第0830001号をもって厚生労働省から食品安全委員会に対して意見を求められたポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装 に関する食品健康影響評価

1. はじめに

ポリ乳酸は、乳酸又はラクチド(乳酸の環状二量体)を重合させて得られる高分子である。国内では、野菜や果物等の袋や容器、惣菜や弁当用のトレー、菓子類の包装等に既に使用されており、また、ポリ乳酸を主成分とした医療用具も既に承認^aされている。

米国では、ポリ乳酸は米国食品医薬品庁(US-FDA)の FCN 登録申請制度^bにより認可され、D - 乳酸含量が 6% 以下のもの及び 16% 以下のものの 2 種類が食品と接触する材質の構成成分として使用が認められている。欧州連合(EU)では、容器包装に使用できるモノマーとして、乳酸を認めており、乳酸から製造されるポリ乳酸も容器包装に使用することができる¹⁾。

今回、ポリ乳酸に関し、国内において汎用される見込みがあるため、また、清涼飲料、乳飲料等の容器にも使用される可能性があることから、新たに個別規格を定めることを目的として食品健康影響評価を求められたものである。

(参考) 器具・容器包装に関する現行法令上の規格基準²⁾

	試験項目		試験条件及び規格基準	
一般規格	材質試験	カドミウム	100 ppm 以下	
		鉛	100 ppm 以下	
	溶出試験	重金属	4%酢酸 (60 -30min) ^注	1 ppm 以下(Pb として)
		KMnO ₄ 消費量	水 (60 -30min) ^注	10 ppm 以下
個別規格	ポリ乳酸に関する個別規格はない			

注)使用温度が 100 を超える場合は、95 、30 分間

^a 国内での承認事例として、吸収性骨接合剤等数品目がある。

^b FCN 登録申請制度:従来の間接食品添加物申請制度では、申請から認可までかなりの期間(2 ~ 4 年)を要する。その解決策として制定された制度。間接添加物申請認可物質は規格に適合すれば誰でも製造販売できるのに対し、FCN 登録物質は当該物質の申請者しか製造販売する権利はない。又、製造工程を変更した場合は改めて FCN 登録申請を行う必要がある。

制度の概要は、ヒトの健康障害のリスクが低いと考えられる食品中への溶出量が少ない食品包装材料に対しては、予め物理化学的データ、毒性データ並びに安全性判断基準の具体的基準をガイドラインに規定し、申請者がそれに従ったデータを採取し安全性を確認した申請書を FDA に届出する。FDA が届出受理後 120 日以内に拒絶しなければ自動的に法的に有効となるというものである。この場合 FDA は申請者に letter で通知するとともに HP に申請者、申請物質、使用条件等を公表している。(FCN 登録一覧: <http://www.cfsan.fda.gov/~dms/opa-fcn.html>)

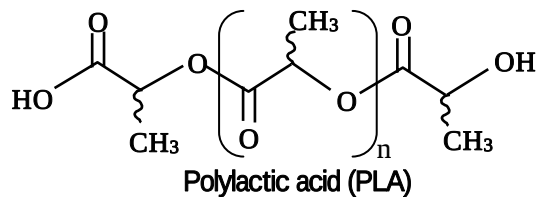
2. ポリ乳酸について

名 称 : ポリ乳酸 ポリラクチド

(Polylactic acid, Polylactide)

分子式 : $(C_3H_4O_2)_n$

CAS No. : 9051-89-2



2-1. ポリ乳酸の特性

(a) 特性 : ポリ乳酸(PLA)は、乳酸、又はラクチドの縮重合により合成される熱可塑性樹脂である。高純度の L-乳酸(又は L-ラクチド)や D-乳酸(又は D-ラクチド)から合成されたポリ-L-乳酸(PLLA)、ポリ-D-乳酸(PDLA)は、立体的に規則性を有し、ガラス転移点 55-60、融点 180 程度の半結晶性ポリマーとなるが、L-乳酸と D-乳酸との共重合体(PDLLA)の物理化学的性質は、高分子鎖中の L-、D-乳酸の比率に依存しており、DL-乳酸から合成したポリ-DL-乳酸(PDLLA)は結晶性を有していないと報告されている³⁾。

また、ポリスチレン(PS) やポリエチレンテレフタレート (PET) と同様の透明性、機械的特性を有しているが、耐衝撃性、柔軟性が低く、非晶質の状態では、耐熱性が低いとされている⁴⁾。

(b) 分解性 : ポリ乳酸の加水分解については、*in vivo* 及び *in vitro* において広く研究されており、分解速度が pH、温度、酵素等の生物学的活性、ポリマーの物理化学的性質(分子量、強度、純度など)などに依存することが知られている。食品擬似溶媒(水、4%酢酸、20%エタノール、オリーブ油)への浸漬試験(40・30 日間)の結果、表. 3 に示すように、ポリ乳酸フィルムの重量平均分子量(Mw)及び数平均分子量(Mn) が、20%エタノール溶液中で著しく低下する一方で、オリーブ油では、Mw、Mn とも変化は認められなかったことが報告されている⁵⁾。

表1. ポリ乳酸の基本物性(他樹脂との比較)

	PLLA	PET*	PS*
融点	約 180	約 264	約 80-100 (軟化点)
ガラス転移点(Tg)	約 55-60	約 69	
比重	約 1.24	約 1.34	約 1.06

* 参照: 化学大事典(東京化学同人)

表2. 諸外国で使用中又は開発中のポリ乳酸の基本特性例

	カーギル・ダウ製ポリマー	瀬田製ポリマー
分子量	65,000 ダルトン	100,000 ダルトン
D-乳酸含有率	6 %	16 %
残留ラクチド	0.3 %	0.5 %
水分	250 ppm	500 ppm
相対粘度	2.5	2.8

表. 3 食品擬似溶媒を用いた浸漬試験

食品擬似溶媒		0 日	30 日	平均低下度(%)
水	重量平均分子量($\times 10^4$)	145-146	119-120	17.9
	数平均分子量($\times 10^4$)	6.18-6.25	5.23-5.26	15.6
4%酢酸	重量平均分子量($\times 10^4$)	145-146	113	22.3
	数平均分子量($\times 10^4$)	6.18-6.25	4.77-4.80	23.0
20%エタノール	重量平均分子量($\times 10^4$)	145-146	7.63-7.88	46.7
	数平均分子量($\times 10^4$)	6.18-6.25	3.49-3.53	43.5
オリーブ油	重量平均分子量($\times 10^4$)	145-146	149-151	-3.1
	数平均分子量($\times 10^4$)	6.18-6.25	6.15-6.24	0.3

* 低下度= 100(1-30 日経過後/試験開始前)

その他、リン酸緩衝液(37、pH7.4)を用いた分解性に関する報告では、120 日付近から急激に重量損失を示す

結果が示されている⁶⁾。また、ポリ乳酸の分解に対し、アルブミン、 γ -グロブリン及びフィブリノーゲンの添加により、分解速度が加速されるとする報告がなされている⁷⁾。

(c) 溶解性:塩化メチレン、クロロホルム等の有機溶媒に溶解する⁸⁾。

2-2. 製造用原材料

乳酸(乳酸脱水縮合物も含む)

化学名: Lactic acid (2-hydroxy propionic acid)

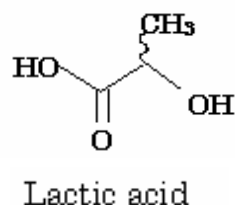
分子式: $C_3H_6O_3$

分子量: 90.08

CAS No: 50-21-5

性 状: 無色～淡黄色澄明の粘性の液体(DL-乳酸の場合)

比 重: $1.20g/cm^3$



ラクチド

化学名: 3,6-dimethyl-1,4-dioxane-2,5-dione

分子式: $C_6H_8O_4$

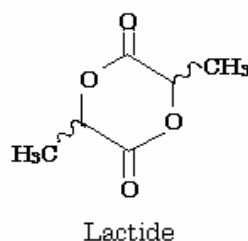
分子量: 144.1

CAS No: 4511-42-6

融 点: 97.6-100.1

比 重: $1.25g/cm^3$

性 状: 白色粉末



分解性: ラクチドは、酸性条件化で迅速に開環し、直鎖状乳酸2量体、更に乳酸まで分解され、その半減期は、水溶液(21)中で3時間、0.1mol 塩酸水溶液(37)中で0.4時間であると報告されている⁹⁾。

2-3. 製造用添加剤

添加剤について

ポリ乳酸には、付与する物性により、米国、EU 各国で既に容器包装への使用が認められている物質、又は食品添加物に指定されている物質等が界面活性剤、滑剤、充填剤、安定剤として添加される場合がある。ポリ乳酸の製造で使用される頻度の高い添加剤としては、2-エチルヘキサン酸スズが挙げられる。

2 - エチルヘキサン酸スズ(2+)塩

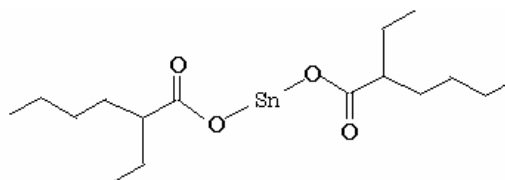
化学名: 2 - エチルヘキサン酸スズ(2+)塩 (Hexanoic acid, 2-ethyl, tin(2+) salt)

一般名: Stannous octoate

分子式: $[\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CH}(\text{C}_2\text{H}_5)\text{CO}_2]_2 \text{Sn}$

分子量: 405.11

CAS No: 301-10-0



分解性: 2-エチルヘキサン酸スズ は、胃酸中、37℃、10 分で、100%化学量論的に、 $\text{Sn}(2+)$ 及び 2-エチルヘキサン酸に加水分解される¹⁰⁾。

用途: 重合触媒

2-4. 製造方法

ポリ乳酸の製造方法は、乳酸を縮重合する方法と、ラクチドを開環重合する方法とがある。前者では、分子量の大きいポリ乳酸が得られないことから、高分子量のポリ乳酸を得る場合にはラクチドの開環重合が用いられる^{11), 12)}。

ラクチドの開環重合は次の工程で行われる。

- 乳酸を緩和な条件下で脱水縮合し、低分子量のプレポリマーを生成する。
- 次に触媒を用いて、このプレポリマーを解重合し、ラクチド(環状二量体)を形成させ、蒸留により精製する。
- 精製したラクチドに対し、触媒(Sn , Ti , Zn , Al 等)を用いて開環重合し、ポリ乳酸とする。開環重合の触媒としては、2-エチルヘキサン酸スズが広く一般的に使用されている¹³⁾。

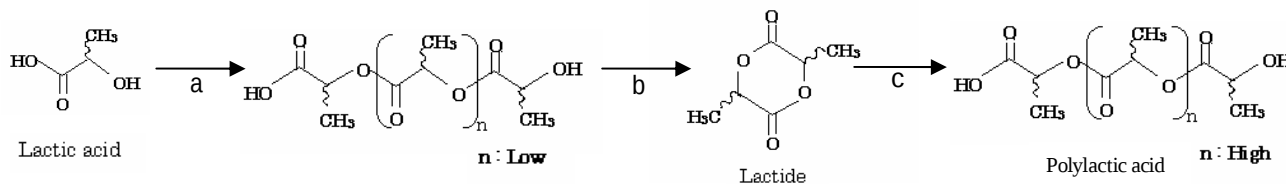


図. 2 ポリ乳酸の製造工程(概要)

a: Condensation ($-\text{H}_2\text{O}$), b: Catalytically depolymerization, c: Ring-opening polymerization

3. 溶出試験について

3-1. 食品擬似溶媒を用いた溶出試験

当該製造方法で製造したポリ乳酸を用いて、食品擬似溶媒(Miglyol812^c、3%酢酸、10%エタノール、50%エタノール:想定使用条件 沸騰水殺菌処理、及び高温充填又は 66℃以上での殺菌処理)に対する溶出試験が実施されている¹⁴⁾。その結果、アルコール性溶液で著しく乳酸の溶出が増大しており、また、D-乳酸を多く含む樹脂においては、更に溶出量が増大していた(表. 4 参照)¹⁵⁾。

この結果については、D-乳酸の含有率により、ポリ乳酸の特性が変化する、すなわち、低 D 体ポリ乳酸に比べ、高 D 体ポリ乳酸では非晶質領域が多く、加水分解が生じやすいことが要因と考えられる¹³⁾。

^c Miglyol812: 中鎖脂肪酸(C6, C8) トリグリセリド

表. 4 各種溶媒に対する樹脂成分の溶出試験結果(FDA ガイダンスに準拠)

[溶出物を NaOH で加水分解した後に測定]

食品擬似溶媒	想定食品	試験条件(想定される熱処理 長期貯蔵条件)	乳酸溶出濃度(μg/mL) (低 D 体樹脂: D-乳酸 6%)	乳酸溶出濃度(μg/mL) (高 D 体樹脂: D-乳酸 16%)
3%酢酸	水性及び酸性食品	100 × 2 時間 → 40 × 10 日 (沸騰水殺菌処理を考慮した条件) 50%エタノールのみ 71 × 2 時間 → 40 × 10 日	16.6	
10%エタノール	低濃度アルコール性食品		34.3	
50%エタノール	高濃度アルコール性食品		16.4	
Miglyol 812	脂肪性食品		25	
3%酢酸	水性及び酸性食品	66 × 2 時間 → 40 × 10 日 (最高充填温度が 100 以下、66 以上の滅菌処理を考慮した条件)	0.80	1.50
10%エタノール	低濃度アルコール性食品		1.5	1.16
50%エタノール	高濃度アルコール性食品		12.8	49.7
Miglyol 812	脂肪性食品		0.07	0.023

(* 数値は、サンプリングポイント中の最大値を記載)

また、溶出物を水酸化ナトリウムで加水分解しないで、LC/MS により溶出物質の分析を実施した結果、主な溶出物は、乳酸、ラクチド及び乳酸オリゴマー ($(C_3H_4O_2)_{n=2\sim 21}$) であることが報告されている^{16),17)}。

3-2. 添加剤の溶出

ポリ乳酸の製造に際しては、触媒として一般的に 2-エチルヘキサン酸スズ が用いられているが、溶出試験で、全ての条件下において検出限界以下であったことが報告されている (表. 5, 6 参照)^{18),19)}。

表. 5 触媒(2-エチルヘキサン酸スズ)の溶出試験(カーギル・ダウ製ポリマー)

食品擬似溶媒	条件 (時間・期間及び温度)	2-エチルヘキサン酸スズ 溶出量	2-エチルヘキサン酸 溶出量
3%酢酸	40 × 10 日	検出限界以下 ^{a)}	検出限界以下 ^{d)}
	70 × 2 時間	検出限界以下 ^{a)}	検出限界以下 ^{d)}
	85 × 30 分 → 40 × 4 時間	検出限界以下 ^{a)}	検出限界以下 ^{d)}
10%エタノール	40 × 10 日	検出限界以下 ^{b)}	検出限界以下 ^{e)}
	70 × 2 時間	検出限界以下 ^{b)}	検出限界以下 ^{e)}
	85 × 30 分 → 40 × 4 時間	検出限界以下 ^{b)}	検出限界以下 ^{e)}
イソオクタン	20 × 2 日	検出限界以下 ^{c)}	検出限界以下 ^{f)}
	40 × 30 分	検出限界以下 ^{c)}	検出限界以下 ^{f)}

検出限界¹⁾2-エチルヘキサン酸スズ^{a)} 検出限界: 0.005 μg/mL2-エチルヘキサン酸^{d)} 検出限界: 0.01 μg/mL

b) 検出限界: 0.02 μg/mL

e) 検出限界: 0.025 μg/mL

c) 検出限界: 0.02 μg/mL

f) 検出限界: 0.0085 μg/mL

表. 6 触媒(2-エチルヘキサン酸スズ)の溶出試験(トヨタ製ポリマー)

食品擬似溶媒	条件 (時間・期間及び温度)	スズ 溶出量	2-エチルヘキサン酸 溶出量
水	40 × 10 日	検出限界以下	検出限界以下
	90 × 30 分	検出限界以下	検出限界以下
4%酢酸	40 × 10 日	検出限界以下	検出限界以下
	60 × 1 時間	検出限界以下	検出限界以下
20%エタノール	40 × 10 日	検出限界以下	検出限界以下
	60 × 1 時間	検出限界以下	検出限界以下
n-ヘプタン	40 × 10 日	検出限界以下	検出限界以下
	90 × 30 分	検出限界以下	検出限界以下

検出限界 スズ : 0.01 μg/mL

2-エチルヘキサン酸 : 0.05 μg/mL

^{d)} 報告書では単位が mg/dm² であったが、これを 1cm² 当たり 2ml の溶媒を用いるとして μg/mL として換算した。

その他の添加剤についても、数種の条件で溶出試験^eが実施されているが、脂溶性の添加剤で、n-ヘプタン中 90、30 分浸漬条件下 1ppm 程度、及び 40、10 日間浸漬条件下 0.06 ppm の溶出が認められたのみで、他の条件ではいずれも検出限界以下であった。

3-3. 食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号)の試験結果

数種のサンプルについて、100 以上での使用²⁰⁾ 及び 100 未満での使用^{21), 22)} を想定し、規格試験を実施した。いずれのサンプルにおいても現行の規格を満たすことが明らかになった(表. 7、8 参照)。

表. 7 厚生省告示 370 号試験結果(使用温度が 100 を超える場合)

	試験項目	試験条件	H-100	H-400	H-440	H-360	H-280	規格基準
材質試験	カドミウム		限度以下	限度以下	限度以下	限度以下	限度以下	100 ppm 以下
	鉛		限度以下	限度以下	限度以下	限度以下	限度以下	100 ppm 以下
溶出試験	重金属	4%酢酸 (95 -30 分)	限度以下	限度以下	限度以下	限度以下	限度以下	1 ppm 以下(Pb として)
	KMnO ₄ 消費量	水 (95 -30 分)	3.0 ppm	2.1 ppm	3.2 ppm	4.4 ppm	8.5 ppm	10 ppm 以下
参考	蒸発残留物	4%酢酸 (95 -30 分)	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	7.0 ppm	5 ppm 以下	30 ppm 以下
		水 (95 -30 分)	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	
		20%エタノール (60 -30 分)	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	
		n-ヘプタン (25 -60 分)	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	5 ppm 以下	

表. 8 厚生省告示 370 号試験結果(使用温度が 100 未満場合)

	試験項目	試験条件	H-400	H-440	フクティ 5000	規格基準
材質試験	カドミウム				1ppm 以下	100 ppm 以下
	鉛				1ppm 以下	100 ppm 以下
溶出試験	重金属	4%酢酸 (60 -30 分)	1 ppm 以下	1 ppm 以下	1ppm 以下	1 ppm 以下(Pb として)
	KMnO ₄ 消費量	水 (60 -30 分)	0.6 ppm	0.8 ppm	0.2 ppm	10 ppm 以下
参考	蒸発残留物	4%酢酸 (60 -30 分)	1 ppm 以下	1 ppm 以下	2.5 ppm	30 ppm 以下
		水 (60 -30 分)	1 ppm 以下	1 ppm 以下	1 ppm 以下	
		20%エタノール (60 -30 分)	2.0 ppm	1 ppm 以下	1 ppm 以下	
		n-ヘプタン (25 -60 分)	1 ppm 以下	1 ppm 以下	3.0 ppm	

3-4. 溶出試験のまとめ

ポリ乳酸の溶出試験等の結果、乳酸(乳酸オリゴマーを含む)及びラクチドが溶出し、その溶出濃度(乳酸換算)は、D-乳酸含有率が 6%以下のポリ乳酸(低 D 体樹脂)では、10%エタノールを擬似溶媒として用いた場合、100、2 時間、その後 40、10 日間保存で 34.3 ppm、D-乳酸含有率が 16%以下のポリ乳酸(高 D 体樹脂)では、50%エタノールを擬似溶媒として用いた場合 66、2 時間、その後 40、10 日間保存で 49.7 ppm であった。

また、添加剤については、脂溶性の添加剤で、n-ヘプタン中 90、30 分という条件下において、1ppm 程度の溶出、及び 40、10 日間という条件下で 0.06 ppm の溶出が認められた他は、いずれの条件においても溶出は確認されなかった。

^e 試験に使用したポリ乳酸は、低分子量、低粘度のものであり、使用されている添加剤が最も多く溶出する可能性があるグレードを用いている。試験条件は表. 6 に記載されているものと同一条件である。

4. 毒性試験について

ポリ乳酸、また、製造用原材料であり、溶出試験で溶出が認められた乳酸、ラクチドの毒性試験に関する知見を整理した。

ポリ乳酸に使用される添加剤は、食品添加物として使用されているもの、又は諸外国等で安全性評価がなされていること、また今回行った3物質の溶出試験の結果、ポリ乳酸からの溶出は限られた条件下において、わずかに認められた、若しくは検出限界以下であったことから、溶出物によるヒトへの健康影響の可能性は低いものと判断された。ただし、2-エチルヘキサン酸スズについては、ポリ乳酸の製造に一般的に使用される点に着目し、毒性試験に関する知見を記載した。

4-1. ポリ乳酸

吸収・分布・代謝及び排泄

ポリ乳酸の生体内での分解は、酵素的または非酵素的な加水分解と代謝の2段階で生じることが報告されている^{12), 23), 24)}。加水分解されることで高分子鎖が切断され乳酸となり、最終的に多くの臓器で二酸化炭素と水に代謝される。

毒性試験

急性毒性

(a) CrI:CD 系ラット(雌雄各5匹)を用い、強制経口投与(2000 mg/kg 体重) によるポリ乳酸の急性毒性試験が実施されているが、観察期間(14 日)中、死亡例もなく、投与に起因する病理所見も認められなかった(LD₅₀ > 2000 mg/kg 体重)²⁵⁾。

(b) CrI:CDBR 系ラット(雌雄各5匹)を用い、強制経口投与(5000 mg/kg 体重) によるポリ乳酸(D-乳酸含量:4-6%)の急性毒性試験が実施されているが、観察期間中、死亡例もなく、投与に起因する病理所見も認められなかった(LD₅₀ > 5000 mg/kg 体重)²⁶⁾。

(c) Hra:SPF 系ウサギ(雌雄各5匹)を用い、経皮投与(2000 mg/kg 体重) によるポリ乳酸(D-乳酸含量:4-6%)の急性毒性試験が実施されているが、観察期間中、死亡例もなく、軽い紅斑反応が認められたものの、病理検査では、投与に起因する病変等も認められなかった(LD₅₀ > 2000 mg/kg 体重)²⁷⁾。

遺伝毒性

ポリ乳酸の懸濁液を用い復帰突然変異試験²⁸⁾を実施した結果、陰性であった(表. 9 参照)。

表. 9 ポリ乳酸の遺伝毒性結果試験の結果

試験	試験対象	被検物質濃度	結果
復帰突然変異原試験	<i>Styphimurium</i> (TA98,TA100,TA1535,TA1537) <i>E.coli</i> WP2 <i>uvrA</i>	50, 150, 500, 1500, 5000 µg/plate (± S9 mix) (懸濁溶媒: DMSO)	陰性

細胞毒性^f

ポリ乳酸懸濁液を用いた細胞毒性試験²⁹⁾では、試験に用いた濃度の範囲内では細胞毒性は認められていない(表. 10 参照)。

表. 10 ポリ乳酸の細胞毒性試験の結果

試験	試験対象	被検物質濃度	結果
細胞毒性試験	チャイニーズハムスター肺由来 V79 細胞	0.025, 0.05, 0.075, 0.1 g/ml	コロニー形成阻害なし

局所刺激性

(a)眼一次刺激性試験

Hra:SPF 系ウサギ(雌雄各3匹)を用い、眼刺激性試験(0.05 g 適用、非洗眼)の結果は以下のとおりであった。眼障害の評価は Draize 法に準じて実施した。その結果、軽度から中等度の結膜刺激性が認められたが、投与後 72 時間後には正常に戻っていた³⁰⁾。

(b)皮膚一次刺激性試験

Hra:SPF 系ウサギ(雌雄各3匹)を用い、皮膚刺激性試験(0.5 g、4時間接触)の結果は以下のとおりであった。皮膚刺激性の評価は Draize 法に準じて実施した。その結果、軽度の紅斑反応が認められたが、投与後 48 時間後には消失していた³¹⁾。

皮膚感作性

CrI:(HA)BR 系モルモット(雄10匹)を用い、皮膚感作性試験(閉塞パッチ法:感作、惹起時に 0.2 g を貼付)の結果は以下のとおりであった。感作は週1回6時間閉塞貼付を3回行い、最終感作の2週間後に6時間閉塞貼付により惹起させた。感作、惹起の評価は Buehler の評点法に準じて実施した。その結果、感作及び惹起を通じて皮膚反応は観察されなかった³²⁾。

4-2. 製造用原料

乳酸(乳酸脱水縮合物も含む)

乳酸の現状について

乳酸について、FAO/WHO 合同食品添加物専門会議(JECFA)で既に評価を実施しており、「ヒトにおける通常の摂取後の代謝経路は十分に確立されており、乳酸は炭水化物の代謝の重要な中間体である。しかし、最大耐量の確定は出来ていない。生後3ヶ月の乳児では、少量の DL-乳酸又は D-乳酸を利用することが困難であるといういくつかの証拠がある。」とコメントした上で、「乳酸の ADI は設定する必要はない。しかし、乳児用の食品に D-乳酸、DL-乳酸を使用すべきではない。」と判断している³³⁾。

^f 本試験は、「医療用具の製造(輸入)承認申請に必要な生物学的試験のガイドラインについて(厚生省)」にある細胞毒性試験に準じて実施されたものであり、材料からの溶出物の影響と材料界面上の細胞反応とを重ねて評価する方法である。この結果は、補足する知見として毒性評価の参考にするものである。

U.S.-FDA においては、21CFR 184.1061 において、GRAS (GENERALLY RECOGNIZED AS SAFE) 物質(乳児用食品を除く)として掲載されている³⁴⁾。

欧州共同体食品科学委員会(EC-SCF)においては、JECFAにより設定された“ADI を設定する必要はない”に同意するとともに、乳児用の食品に対しては、L-乳酸のみを用いるべきであるとしている³⁵⁾。

国内においては、既に食品添加物³⁶⁾、医薬品製剤原料³⁷⁾としての使用が認められている。

急性毒性

ラットを用いた乳酸ナトリウムの腹腔内投与、乳酸の経口投与試験において、LD₅₀は 2000、3730 mg/kg 体重と報告されている。ヒトにおいては、33%乳酸(100ml)の十二指腸内投与で 12 時間以内に死亡した例がある。また、成人の最大耐量は 1530mg/kg 体重とする報告がある^{33-a), b), c), d)}。

亜急性毒性

(ラット)

(a) ラットを用いた乳酸ナトリウムの 14-16 日間投与(乳酸として 1000、2000 mg/kg 体重) 試験の結果、生体への蓄積は認められなかった^{33-b)}。

(b) ラットを用いた乳酸の 90 日間経口投与(10%乳酸(4ml)を含む飼料(20g)) 試験の結果は以下の通りであった。剖検では異常は見られず、更に臓器重量にも変化は認められなかった。血中の CO₂濃度が僅かに変化していた^{38-a)}。

(c) SD ラット(雌)を用いた乳酸の 13 週間経皮投与(886mg/kg 体重) 試験の結果は以下の通りであった。一般所見では、僅かな皮膚の炎症を除き、大きな変化は認められなかった。血液学的検査では、血中尿素窒素の増加が認められた。臓器重量では、脳の絶対重量と腎の相対重量が増加した。剖検および組織学的検査では変化は認められなかった。著者らは、試験に用いた製剤は累積毒性の観点では安全であると結論つけている^{38-a)}。

(d) Fischer344 ラット(雌雄各群 10 匹)を用いた乳酸カルシウムの 13 週間飲水投与(0.3、0.6、1.25、2.5、5%)、及び 13 週間経口投与(飼料中に 5、10、20、30%混入)試験の結果は以下の通りであった。一般所見においては、飲水投与、経口投与で異常等は認められなかった。体重増加では、飲水投与の 5%及び 1.25%投与群の雄で軽度の体重増加抑制が認められ、経口投与の 20%投与群の雄及び 30%投与群の雌雄で体重増加抑制が認められた。血液生化学的検査では、飲水投与の 0.6%以上の投与群で軽度ではあるが、BUN、クレアチニンの増加、GOT、LDH の増加が認められた。病理組織学的検査では、飲水投与の 5%投与群の雌雄で幽門部上皮の萎縮、雄で局所的な壊死とびらんが認められた^{38-c)}。

(ハムスター)

シリアンハムスター(各群雌 7 匹雄 8 匹)を用いた乳酸の 14 週間経口投与(混餌、飲水 80%乳酸を 0.5cc 添加)試験の結果、成長速度及び腐蝕性傷害の発生率に差異は認められなかった^{38-d)}。

(イヌ)

イヌを用いた乳酸の 2.5 ヶ月間(42 回)投与(600-1600 mg/kg 体重)試験の結果、病状等は認められていない^{33-e)}。

(乳幼児の事例)

(a) 新生児 40 人に DL-乳酸を 0.4%含有する市販の食事を与えたが、生後2週間から4週間の体重増加速度に影響は認められなかった^{33-f)}。

(b) 生後3ヶ月の乳児に、牛乳中のカゼインを極微細に凝固させ易消化性にする目的で DL-乳酸含を添加した酸性乳(乳酸濃度:0.4～0.5%)を 10 日間与えた結果、尿中の酸性度が上昇し、尿 pH の低下が観察された。高濃度の牛乳を含む酸性乳(牛乳 80%)を摂取した乳児は、その約 33%がアシドーシスとなった。臨床的には、体重増加割合の低下、食事摂取量の低下であった^{33-g)}

(c) 乳児に対し、DL-乳酸を 0.35%含有する組成物を 10 日間与えた結果、投与前と比較し、L-乳酸の尿中排泄が3倍、総乳酸(D-乳酸及び L-乳酸)の排泄が12倍増加していた。食事から乳酸を除いたところ、尿中の乳酸量は正常に回復した。試験に用いた乳酸が L-乳酸(80%)と D-乳酸(20%)の混合物であったことから、乳児で D-乳酸を代謝することは L-乳酸よりも難しいと考えられた。乳酸のいずれかの構造のものが尿中で増加したということは、乳児は食事中に 0.35%含有される乳酸を代謝できていないということを示すものである。乳酸を耐容できなかった多くの乳児では、体重の減少、下痢、血中の炭酸塩の減少、尿中への有機酸の増加が生じた。それらの影響は、食事中から乳酸を除くことで回復するものであった^{33-h)}。

発がん性

(a) Fischer344 ラット(各群雌 5 匹雄 3～4 匹)を用いた乳酸カルシウムの 2 年間飲水投与(2.5%、5%)試験の結果は以下の通りであった。試験期間中に死亡したラット及び試験後にと殺したラットの剖検、組織学的検査において、乳酸カルシウムの影響は認められず、いかなる臓器、組織においても用量相関のある腫瘍発生は認められなかった^{38-e)}。

(b) ウサギ(雌)を用いた乳酸の 5 ヶ月及び 13 ヶ月飲水投与(0.1-0.2 g/kg 体重(5 ヶ月)、0.1-0.7g/kg 体重(13 ヶ月))試験の結果、いずれの試験においても腫瘍は認められなかった^{38-f)}。

発生毒性/催奇形性

CD-1 マウス(12 匹)を用いた乳酸の 10 日間強制経口投与(妊娠期 6-15 日、570mg/kg 体重/日)試験の結果、母体毒性、胎児毒性のいずれも認められなかった^{38-g)}。

遺伝毒性

復帰突然変異試験及び染色体異常試験の結果、いずれも陰性であった(表. 11 参照)^{38-h), i)}。

表. 11 乳酸の遺伝毒性試験の結果

試験		試験対象	被検物質/濃度	結果
in vitro	復帰変異原性試験	<i>Styphimurium</i> (TA97, TA98, TA100, TA104)	0.5, 1.0, 2.0 μ l 乳酸/plate ($\pm$ S9 mix)	陰性
	染色体異常試験	チャイニーズハムスター卵巣 K1 細胞	8-35mM ($\pm$ S9 mix) 乳酸	陰性

ラクチド

急性毒性

(a) Crl:CDBR 系ラット(雌雄各 5 匹)を用い、強制経口投与(5000 mg/kg 体重) による急性毒性試験の結果は以下の通りであった。

観察期間中、2 例で死亡が確認された。一般所見として、活動の低下、眼周囲の汚れ、皮膚蒼白、呼吸器音増大、上腹部膨満、軟便が認められた。病理検査では、死亡ラット 2 例中雄 1 例に腺胃粘膜に暗褐色領域が多数認められたが、偶発的なものと判断された。他のラットでも、投与に起因する病変等は認められなかった($LD_{50} > 5000$ mg/kg 体重)³⁹⁾。

(b) Hra:SPF 系ウサギ(雌雄各 5 匹)を用い、経皮投与(2000 mg/kg 体重、D-乳酸含量:4-6%) による急性毒性試験の結果は以下の通りであった。観察期間中、死亡例もなく、軽い紅斑及び浮腫並びに軽度の弛緩、落屑が認められた。雌 1 例で腎皮質表面に嚢胞が認められたが、偶発的なものと判断している。その他、投与に起因する病変等も認められなかった($LD_{50} > 2000$ mg/kg 体重)⁴⁰⁾。

亜急性毒性⁴¹⁾

(a) イヌを用いた 2 週間亜急性毒性試験

ビーグル犬(各群雌雄各 2 匹)を用いた 2 週間経口投与(0, 10, 100, 400, 1000, 2500 mg/kg 体重/日、D-乳酸含量:4-6%)試験の結果は以下の通りであった。一般的所見では、2500mg/kg 体重投与群の雌雄で嘔吐、雌で下痢、1000mg/kg 体重投与群の雌雄で嘔吐、100mg/kg 体重投与群の雄 1 例で下痢が認められた。体重では、2500mg/kg 体重投与群の雌雄、1000mg/kg 体重投与群の雄で投与初日と比較して平均体重が減少していた。臓器重量では、1000mg/kg 体重以上の投与群で胸腺、脾臓の絶対的及び相対的重量の減少が認められている。病理学的検査では、400mg/kg 体重 及び 2500mg/kg 体重投与群の雌雄で、炎症による重度の傷害(食道、胃、小腸の暗色化、胃潰瘍)や胸腺、脾臓の萎縮、脾臓の暗色化が認められた。組織病理学的検査では、2500mg/kg 体重投与群の雌雄で、胃潰瘍、胃粘膜からの出血、小腸のうっ血、尿細管の変性、胸腺、脾臓の萎縮、雄で胃のびらん、雌で食道のびらん、肝細胞グリコーゲン及び膵腺房細胞のチモーゲン枯渇、1000mg/kg 体重投与群の雄で胸腺、脾臓の萎縮、雌で食道の潰瘍、400mg/kg 体重投与群の雌雄で胃粘膜からの出血、雄で小腸のうっ血が認められている。

その他、血液学的検査、生化学的検査では、投与による影響は認められなかった。

(b) イヌを用いた 13 週間亜急性毒性試験

ビーグル犬(各群雌雄各 4 匹)を用いた 13 週間経口投与(0, 4, 20, 100 mg/kg 体重/日、D-乳酸含量:4-6%)試験の結

果は以下の通りであった。一般的所見、臓器重量、血液学的検査、生化学的検査等では投与による影響は認められなかった。病理学的検査では、100mg/kg 体重投与群の雌雄で胃の病巣が認められた。組織病理学的検査では、100mg/kg 体重投与群で胃粘膜の潰瘍形成が認められている。その他、リンパ節、肝臓での出血、膀胱の病巣等が観察されたが、いずれも偶発的なものと判断されている。

* 本試験結果に基づく NOAEL は、1996 年での報告では 100mg/kg 体重での胃粘膜の潰瘍形成を毒性と見なし、20mg/kg 体重/day としていたが、同試験結果が 1999 年に *Food and Chemical Toxicology*⁴²⁾に掲載された際には、胃粘膜の炎症は、雌雄ともに局所的であり、雌雄各 4 例中 1 例と少ないことから、カプセルによる経口投与により、ラクチドと高濃度で接触したことにより生じた所見であると判断し、NOAEL を 100mg/kg 体重/day としている。

遺伝毒性

*in vitro*での復帰変異原性試験⁴³⁾、前進突然変異試験⁴⁴⁾、*in vivo*での小核試験⁴⁵⁾の結果、いずれも陰性であった。試験には、D-乳酸含量が 4-6%のラクチドが使用されている(表 12 参照)。

表 12 ラクチドの遺伝毒性試験の結果

試験		試験対象	被検物質濃度	結果
<i>in vitro</i>	復帰変異原性試験	<i>S.typhimurium</i> (TA98,TA100,TA1535,TA1537) <i>E.coli</i> WP2 <i>uvrA</i>	100, 333, 1000, 3300, 5000 µg/plate (± S9 mix)	陰性
	前進突然変異試験	L5178Y TK+/- マウスリンパ腫	1 回目:1000, 2000, 2500, 3000, 3500, 4000 µg/mL 2 回目: 500, 1000, 2000, 2500, 3000 µg/mL(± S9 mix)	陰性
<i>in vivo</i>	マウス骨髄小核試験	CrjCD-1BR 系マウス(雌雄各群5匹) 投与方法: 単回経口投与 投与媒体: コーン油	837.5, 1675, 3350 ^{*)} mg/kg	陰性

*) 3350mg/kg 投与群の雌で多染性赤血球数と正染性赤血球との比率が溶媒対照群と比較して有意な減少を示したが、ラクチドの細胞毒性によるものと判断されている。

局所刺激性

(a)眼一次刺激性試験⁴⁶⁾

Hra:SPF 系ウサギ(雄 1 匹)を用い、眼刺激性試験(0.05 g 適用、非洗眼)の結果は以下の通りである。眼障害の評価は Draize 法に準じて実施している。その結果、角膜及び虹彩障害並びに強度の結膜刺激性が認められ、刺激性は適用後 21 日後にも認められている。

(b)皮膚一次刺激性試験⁴⁷⁾

Hra:SPF 系ウサギ(雌雄各 3 匹)を用い、皮膚刺激性試験(0.5 g、4 時間接触)の結果は以下の通りである。皮膚刺激性の評価は Draize 法に準じて実施している。その結果、高度の紅斑、中程度の浮腫反応が認められている。更に、皮下出血、白色化、落屑、剥離、壊死の疑いのある部分、癬痕の疑いのある組織も観察されている。観察された刺激は投与後 21 日後にはほぼ消失したとされている。

皮膚感作性⁴⁸⁾

CrI:(HA)BR 系モルモット(雄 10 匹)を用い、皮膚感作性試験(閉塞パッチ法:感作、惹起時に 0.2 g を貼付)は以下の通りである。感作は週 1 回 6 時間閉塞貼付を 3 回行い、最終感作の 2 週間後に 6 時間閉塞貼付により惹起させている。感作、惹起の評価は Buehler の評点法に準じて実施している。その結果、感作及び惹起を通じて皮膚反応は観察されなかったとされている。

4-2. 製造用添加剤

2 - エチルヘキサン酸スズ(2+)塩

2-エチルヘキサン酸スズは胃酸中、摂氏 37 度 10 分間以内で 100%化学量論的に、Sn(2+)及び 2-エチルヘキサン酸に加水分解⁴⁹⁾されることが報告されていることから、毒性に関しては、それぞれの知見を整理した。

2-エチルヘキサン酸

2-エチルヘキサン酸については、米国環境保護庁(US-EPA)⁵⁰⁾、独連邦リスク評価研究所(BfR)⁵¹⁾及び EC-SCF⁵²⁾で評価(分類)が実施されているが、ADIの設定は実施されていない、若しくは、データが不十分で評価ができないとしている。

JECFA⁵³⁾では、2-エチルヘキサン酸の評価は実施していないが、生体内で 2-エチルヘキサン酸に代謝される 2-エチルヘキサノールについては、ADIとして 0.5 mg/kg 体重/day を設定している。

代謝・排泄⁵⁴⁾

Fischer344 ラット(雌投与群4匹)に ¹⁴C 標識 2-エチルヘキサン酸を静脈内投与、単回経口投与及び 15 日間反復経口投与を実施し、尿中、糞中への回収率を測定した。総投与量に対する回収量の比率は、静脈内投与(1mg/kg)では、尿中が約66%、糞中が約4%、単回経口投与(0.1, 1 g/kg) では、尿中が79～82%、糞中が6.7～12.5%、15 日間反復経口投与(0.1g/kg :最終日のみ ¹⁴C 標識 2-エチルヘキサン酸投与) では、尿中が約61%、糞中が約15%であった。

尿中の主な代謝物はグルクロン抱合、チトクロム P-450 が関与する酸化及びβ酸化により生成する 2-エチルヘキサン酸、2-エチルアジピン酸、2-エチル-5-ヒドロキシヘキサン酸、2-エチル-6-ヒドロキシヘキサン酸、エチルケトヘキサン酸のグルクロン酸抱合体であった。

急性毒性⁵⁵⁾

ラット(各群4匹)を用いた強制経口投与(0, 90, 722, 1445, 2890mg/kg 体重/日)による急性毒性試験の結果は以下の通りであった。2890mg/kg 体重投与群では、全てのラットが一日で死亡した。その他の投与群で、投与1日後で体重減少が認められたが、7 日後には全て回復していた。生存していたラットの絶対的及び相対的肝臓重量は、対照群と比較して差は認められなかった。LD₅₀は、2043 mg/kg 体重と算出された。

亜急性毒性⁵⁶⁾

(a) B6C3F1 マウス(雌雄各 10 匹)を用いた 90 日間混餌投与(雄: 0, 180, 885, 2728mg/kg 体重/日, 雌: 0, 205, 1038, 3139 mg/kg 体重/日)試験の結果は以下の通りであった。

一般所見では、雄 2728mg/kg 体重、雌 3139mg/kg 体重投与群で投与 1 週間後に体重及び摂餌量の減少が認められた。臓器重量では、雄 885mg/kg 体重以上、雌 1038mg/kg 体重以上の投与群で肝臓の相対的重量増加が認められた。組織学的検査では、雄 885mg/kg 体重以上、雌 1038mg/kg 体重以上の投与群で肝細胞空胞化、肝細胞肥大が認められた。生化学的検査では、雄 2728mg/kg 体重、及び雌 3139mg/kg 体重以上投与群でコレステロール値の上昇、トリグリセリド値の低下が認められた。いずれの所見も可逆的なものであった。

本試験の NOAEL は、雄 180mg/kg 体重、雌 205mg/kg 体重 とされた。

(b) Fischer344 ラット(雌雄各 10 匹)を用いた 90 日間混餌投与(雄: 0, 61, 303, 917mg/kg 体重/day, 雌: 0, 71, 360, 1068 mg/kg 体重/day)試験の結果は以下の通りであった。

一般所見では、雄 917mg/kg 体重、雌 1068mg/kg 体重投与群で投与 1 週間後に体重及び摂餌量の減少が認められた。臓器重量では、雄 303mg/kg 体重以上、雌 360mg/kg 体重以上の投与群で肝臓の相対的重量増加が認められた。組織学的検査では、雄 303mg/kg 体重以上、雌 360mg/kg 体重以上の投与群で肝細胞空胞化、肝細胞肥大が認められた。生化学的検査では、対照群も含め全ての投与群でコレステロール値の上昇が認められた。いずれの所見も可逆的なものであった。

本試験の NOAEL は、雄 61mg/kg 体重、雌 71mg/kg 体重 とされた。

発がん性

発がん性について、有用な試験報告はない。

しかしながら、齧歯類の肝細胞で peroxisome の増殖が認められたことから、U.S.-EPA⁵⁰⁾では、発がん性があるかもしれないとし、BfR⁵¹⁾では、齧歯類に対する発がん促進作用を有する可能性は排除できないとしながら、齧歯類に対する peroxisome 増殖剤⁹⁾の発がん作用は、ヒトに対して直接関連するとは考えられないとしている。

EC-SCF では、2-エチルヘキサン酸を List 6B (データが不十分な物質で、発がん性以外の毒性を有していると疑われる物質)に分類している⁵²⁾。

発生毒性⁵⁷⁾

(a) Fisher344 ラット(25 匹)を用いた強制経口投与(妊娠 6-15 日、0, 100, 250, 500 mg/kg 体重/日)試験の結果は以下の通りであった。

母体毒性としては、500mg/kg 体重投与群で、一般状態の変化として眼内分泌物、眼周辺への付着物が認められ、

⁹⁾ ペルオキシゾーム増殖剤：肝臓の peroxisome を増殖させる化合物。核内レセプターである PPAR α (peroxisome proliferate activated receptor alpha) を介し、生体に多様な反応を惹起する。peroxisome 増殖剤には、変異原性はないが、齧歯類に長期間投与すると肝臓に腫瘍が生じる。(トキシコロジー辞典)
ペルオキシゾーム増殖剤による肝臓腫瘍形成は、齧歯類が非常に強い感受性を有しているが、他の動物種、特に哺乳類では感受性がないことが報告されている。(T.SUGA, HEPATOCARCINOGENESIS BY PEROXISOME PROLIFERATORS, *The Journal of Toxicological Sciences* 29, 1, 1, 2004.)

肝の絶対重量及び相対重量の増加が認められた。

胎児毒性としては、500mg/kg 体重投与群で、胎仔(児)体重の減少、成長遅延(化骨遅延)、骨格異常が認められた。化骨遅延が 250mg/kg 体重投与群でも認められた。

本試験の NOAEL は、母体毒性として 250mg/kg 体重、胎児毒性として 100mg/kg 体重とされた。

(b) New Zealand 白色ウサギ(15 羽)を用いた強制経口投与(妊娠 6-18 日、0, 25, 125, 250 mg/kg 体重/日)試験の結果は以下の通りであった。

母体毒性としては、250mg/kg 体重 投与群で死亡、体重増加の抑制、摂餌量減少、125mg/kg 体重 投与群で死亡、流産が認められた。催奇形性を含む胎児毒性は認められなかった。

本試験の NOAEL は、母体毒性として 25mg/kg 体重、胎児毒性として 250mg/kg 体重 以上とされた。

遺伝毒性⁵⁸⁾

*in vitro*での復帰変異原性試験、染色体異常試験、*in vivo*での遺伝子突然変異試験の結果、いずれも陰性であった(表. 13 参照)。

表. 13 2-エチルヘキサン酸の遺伝毒性試験の結果

試験		試験対象	被検物質濃度	結果
<i>in vitro</i>	復帰変異原性試験	<i>Styphimurium</i> (TA97,TA98,TA100,TA104) WP2uvrA ⁻	(± S9 mix) 0, 50, 150, 500, 1500, 5000 µg / plate	陰性
	染色体異常試験	Rat lymphocyte	(± S9 mix) 0.5, 1.7, 5.0, 16.7, 50, 167, 500, 1667, 5000 µg/ml	陰性
<i>in vivo</i>	遺伝子突然変異試験	リンパ腫細胞(マウス)	0, 1.7, 5, 17, 50, 167, 500, 1000, 1500 µg/ml	陰性

スズ (Sn²⁺, Sn⁴⁺)

無機スズについては、JECFA での評価が実施されており、ヒトに対する有害作用の知見を基に、暫定耐容一週間摂取量(PTWI)として14mg/kg 体重^{h)}が設定されている⁵⁹⁾。

また、国内においては、清涼飲料水の成分規格³⁾でスズの含有量は 150.0 ppm を超えるものであってはならないとされている。

5. 食品健康影響評価について

器具又は容器包装材料の食品健康影響評価は、ヒトが器具又は容器包装から食品を介して摂取する可能性のある物質が製造用原材料(モノマー)、触媒、ポリ乳酸の分解物等であるということを考慮する必要がある。

今回、ポリ乳酸から溶出する物質が、乳酸及びラクチドであること、また触媒である 2-エチルヘキサン酸スズがポリ乳酸の製造に一般的に使用されていることに着目し、それぞれについて一日摂取許容量の設定、及び樹脂からの溶出を考慮した食品健康影響評価を検討した。

^{h)} 第26回 JECFA において、慢性暴露によるヒトへの毒性効果を示唆するデータは得られていないものの、胃炎のような急性毒性がスズの問題点であることから、ヒトでの所見を基に、胃炎に対する閾値濃度として約 200 mg/kg Food と推定し、PTDI として 2 mg/kg 体重/日 を設定した。その後、第33回 JECFA において、PTWI として 14 mg/kg 体重/週 に変更された。(この数値は、慢性暴露にも適用可能ということを強調している)

5-1. 乳酸(脱水縮合物も含む)について

乳酸の毒性試験の結果からは、懸念するような毒性所見が認められていないこと、ヒトにおける通常の摂取後の代謝経路は十分に確立されており、乳酸は炭水化物の代謝の重要な中間体であるということ、及び生後3ヶ月の乳児では、少量のDL-乳酸又はD-乳酸を利用することが困難であるといういくつかの根拠が示されている。

これらのことから、乳酸のADIは設定する必要はないが、乳児用の食品にD-乳酸、DL-乳酸を使用することについては、考慮が必要と考えられる。

器具又は容器包装の原材料として使用された場合の乳酸の食品健康影響評価としては、懸念される健康影響は想定されず、また乳児への影響に関しても、ポリ乳酸から溶出する乳酸量を考慮した場合、容器包装からのD-乳酸の溶出による乳児への健康影響は極めて小さいものと考えられるⁱ。

5-2. ラクチドについて

ラクチドのADIは、イヌの13週間亜急性毒性試験のNOAEL 100mg/kg 体重/日 に種差10、個体差10及び短期の毒性試験のNOAELということで10を加味した安全係数1000を用いて、0.1mg/kg 体重/日 と設定されると考えられる。

器具又は容器包装の原材料として使用された場合のラクチドの食品健康影響評価としては、容器包装からのラクチドの溶出量を考慮した場合、毒性評価から設定されるADIを超過する可能性は否定できないことから、健康影響を考慮する必要があると考えられる^j。

5-3. 触媒について

2-エチルヘキサン酸スズについては、2-エチルヘキサン酸とスズ(2+)について、それぞれ考察を行った。

2-エチルヘキサン酸は、生体内で β -酸化を受け、最終的に脂肪酸代謝系に取り込まれ、生体内で生成した分枝脂肪酸と同様の代謝を受ける物質であり、現時点ではウサギの発生毒性試験で認められた母体毒性に対するNOAEL 25mg/kg 体重/日 が最大無毒性量であると判断されるが、情報が不足していることから、ADIの設定には至らないものと考えられる。

しかし、器具又は容器包装の触媒構成成分として使用された場合の2-エチルヘキサン酸の食品健康影響評価と

ⁱ 乳児用の容器への使用を想定し次のとおり考察した。容器からの乳酸摂取量に関しては、乳児用容器の使用形態、内容物を考慮し、表4で高D体樹脂からの3%酢酸への乳酸溶出量15 $\mu\text{g}/\text{ml}$ を用い、児の一日当たりの食事を1000 ml (小児科学、白木和夫 監修、医学書院 2002: 母乳量750ml) とした場合、15mg/day と算出される。児の血液量450 ml (児の体重を6000g、血液量は体重の7~8%程度と想定) とし、摂取した乳酸が100% 血中に移行すると仮定した場合、容器から溶出した乳酸を摂取したことによる血中の乳酸濃度の増加分は0.0033 mg/ml 程度であると考えられる。この値を新生児の血清中の乳酸濃度0.03~0.3 mg/ml (生化学データハンドブック、(社)日本生化学会 1979) に上乗せた場合においても、Luft Dら(Am J Clin Pathol, 80, 484, 1983: 5 mmol) により報告されている乳酸アシドーシス時の血中乳酸濃度0.45 mg/mlを上回るものではなく、容器から溶出した乳酸量程度では、乳児に乳酸アシドーシスが生じる可能性はないと考えられる。

^j EUの考え方(1日あたり、体重60kgのヒトが容器包装と接触した食品1kgを摂取する。その食品は6dm²/kgの割合で容器包装と接触している)を用い、溶出量を99 mg/dm² (表4の最大溶出量を全てラクチドとし、溶出条件を2ml/cm²として概算)とした場合、1日当たりの摂取量は0.99mg/kg 体重/day と算出される。
一方、FDAの考え方(消費係数 食品分配係数を用い、成人(60kg)が1日に摂取する容器包装で包装された食品重量を3kg/ヒト/日とみなす)を用い、表4の沸騰水滅菌処理を考慮した条件での各疑似溶媒への溶出量から、1日当たりの摂取量は0.051 mg/kg 体重/day と算出される。
EUの考え方では、動物実験の結果から設定されたADI 0.1mg/kg 体重/日を上回り、FDAの考え方では、ADIを下回る。

しては、容器包装からの 2-エチルヘキサン酸の溶出量を考慮した場合、触媒としての添加量が微量であること、溶出試験において溶出が認められなかった(検出限界以下)ことから、容器包装からの 2-エチルヘキサン酸の溶出によるヒトへの健康影響は極めて小さいものと考えられる^k。

無機スズについては、JECFAにおいて、長期暴露による毒性影響は肝臓、腎臓等の組織学的変化、貧血を示唆する血液学的パラメータの変化が認められ、更に急性毒性は胃腸管粘膜の炎症による嘔吐、下痢であることが報告されているが、用量相関性、摂取する媒体のスズの毒性への影響が不明確であることから、現時点では、ヒトに対する有害作用の知見を基に考察された、「暫定耐容一週間摂取量(PTWI) 14 mg/kg 体重/週」が設定されている。

しかし、器具又は容器包装の触媒構成成分として使用された場合の無機スズの食品健康影響評価としては、この JECFA の評価、さらに、触媒としての添加量が微量であること、及び溶出試験で溶出がみとめられなかったこと(検出限界以下)から、容器包装からの無機スズの溶出によるヒトへの健康影響は極めて小さいものと考えられる^l。

5-4. その他

ポリ乳脂は、本質的に加水分解及び生分解される物質であり、食品擬似溶媒を用いた試験の結果、使用される条件によっては著しい分子量の低下や外観変化が認められている。また、アルブミン又はγ-グロブリンの存在下では、分解速度が加速するという報告もある。また、溶出試験結果から、高 D 体 (16%)ポリ乳酸に関しては、低 D 体 (6%)ポリ乳酸以上に分解、溶出する傾向が示唆されている。また、添加剤については n-ヘプタン(脂肪性食品を想定)を用いた 90 、 30 分間という過酷な溶出試験でわずかに溶出が認められているが、含水系溶媒の条件下では、認められていない。

5-5. 結論

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に関する食品健康影響評価を行った結果、ポリ乳酸を器具又は容器包装として使用する場合に考慮すべき物質、及びその ADI として、以下の結論が考えられた。

ラクチド 0.1 mg/kg 体重 /日

ただし、D-乳酸の含有率、添加剤等の組成及び使用条件で溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることが

^k EU の考え方(1日あたり、体重 60kg のヒトが容器包装と接触した食品 1kg を摂取する。その食品は 6dm²/kg の割合で容器包装と接触している)を用い、溶出量を 0.01 mg/dm² (溶出試験では、全ての条件で不検出だったことから、表 4 の検出限界値(0.05 µg/ml)を溶出値として代用し、溶出条件を 2ml/cm² として概算)とした場合、2-エチルヘキサン酸が溶出試験の検出限界程度(0.05 µg/ml)溶出した場合においても、1日当たりの摂取量は 0.001mg/kg 体重/日 と算出される。

一方、FDA の考え方(消費係数、食品分配係数を用い、成人(60kg)が1日に摂取する容器包装で包装された食品重量を 3kg/ヒト/日とみなす)を用い、各擬似溶媒への溶出量を検出限界値 0.05 µg/ml)とした場合、1日当たりの摂取量は 0.000125 mg/kg 体重/日 と算出される。これらの算出値は、実験動物で認められた最小の NOAEL 25mg/kg 体重/日 よりも大幅に小さいものである。

^l EU の考え方(1日あたり、体重 60kg のヒトが容器包装と接触した食品 1kg を摂取する。その食品は 6dm²/kg の割合で容器包装と接触している)を用い、溶出量を 0.002 mg/dm² (溶出試験では、全ての条件で不検出だったことから、表 5 の検出限界値(0.01 µg/ml)を溶出値として代用し、溶出条件を 2ml/cm² として概算)とした場合、スズが溶出試験の検出限界程度(0.01 µg/ml)溶出した場合においても、1日当たりの摂取量は 0.0002mg/kg 体重/日 と算出される。

一方、FDA の考え方(消費係数、食品分配係数を用い、成人(60kg)が1日に摂取する容器包装で包装された食品重量を 3kg/ヒト/日とみなす)を用い、各擬似溶媒への溶出量を検出限界値 0.01 µg/ml)とした場合、1日当たりの摂取量は 0.025 µg/kg 体重/日 と算出される。これらの算出値は、JECFA が報告している PTWI 14mg/kg 体重/週(1日あたり 2mg/kg 体重相当)よりも大幅に小さいものである。

ら、適切な管理措置の設定が必要である。

6. 参考資料

- 1) European Communities (2002) COMMISSION DIRECTIVE 2002/72/EC
- 2) 食品衛生研究会 (2004) 平成 17 年版食品衛生小六法, 新日本法規出版(株)発行, p.688.
- 3) J. Kymä, (2001) *ACTA POLYTECHNICA SCANDINAVICA, CHEMICAL TECHNOLOGY* SERIES No.282
- 4) Kamikura M. *et al.*, (2004) The Improvement of Toughness for Poly(lactic acid), *DIC Technical Review*, 10, 1,
- 5) 食品安全委員会申請資料(未公表) 食品容器としての機能試験
- 6) M.Kiremtçi, *et al.*, (1999) Synthesis, Characterization and in Vitro Degradation of Poly(DL-Lactide)/Poly(DL-Lactide-co-Glycolide) Films, *Turk J Chem*, 23, 153.
- 7) Makino K., *et al.*, (1987) Effects of Plasma Proteins on Degradation Properties of Poly(L-lactide) Microcapsules, *Pharm Res*, 4, 62,
- 8) L.Peltonen, *et al.*, (2004) Improved Entrapment Efficiency of Hydrophilic Drug Substance During Nanoprecipitation of Poly(l)actide Nanoparticles, *AAPS PharmSciTech*, 5, 1.
- 9) 食品安全委員会申請資料(未公表) ラクチドの加水分解の動態報告書
- 10) 食品安全委員会申請資料(未公表) Hydrolysis Study on DABCO T-9
- 11) 食品安全委員会申請資料(未公表) ポリ乳酸概要書
- 12) Jukka Tuominen, (2003) CHAIN LINKED LACTIC ACID POLYMERS: POLYMERIZATION AND BIODEGRADATION STUDIES, Polymer Technology Publication Series, No.25,
- 13) K.M.Stridsberg, *et al.*, (2002) Controlled Ring-Opening Polymerization: Polymers with designed Macromolecular Architecture, *Advances in Polymer Science*, 157, 41.
- 14) 食品安全委員会申請資料(未公表) Migration of Lactic Acid from Crystalline Polylactic Acid into Various Food Simulating Solvents.
- 15) 食品安全委員会申請資料(未公表) Migration of Lactic Acid from PLA into Various Food Simulating Solvents Using Conditions of Use C.
- 16) 食品安全委員会申請資料(未公表) ポリ乳酸溶出試験(溶出物確認)
- 17) 食品安全委員会申請資料(未公表) ポリ乳酸/溶出物プロファイル解析
- 18) 食品安全委員会申請資料(未公表) 2 - エチルヘキサン酸スズ(2+)の溶出試験
- 19) 食品安全委員会申請資料(未公表) トヨタ製 PLA 添加剤溶出試験方法及び分析試験成績書
- 20) 食品安全委員会申請資料(未公表) 厚生省告示370号試験(100 を超える使用)
- 21) 食品安全委員会申請資料(未公表) 厚生省告示370号試験
- 22) 食品安全委員会申請資料(未公表) 厚生省告示370号溶出試験結果
- 23) O.M.Böstman, *et al.*, (1991) Current Concepts Review Absorbable Implants for the Fixation of Fractures, *J. Bone and Joint Surg*, 73, 148.
- 24) Ikeda Y. *et al.*, (2000) Biodegradable polyesters for medical and ecological applications, *Macromol Rapid Commun*, 21, 117.
- 25) 食品安全委員会申請資料(未公表) ラクティ 1012 CSL-50926 のラットにおける急性経口毒性試験
- 26) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Acute Oral Toxicity Study of PolyLactide 2097-99-1 in Rats
- 27) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Acute Dermal Toxicity Study of PolyLactide 2097-99-1 in Rabbits
- 28) 食品安全委員会申請資料(未公表) ポリ-L-乳酸の細菌を用いる復帰突然変異試験
- 29) 食品安全委員会申請資料(未公表) ポリ-L-乳酸の培地抽出液を用いる細胞毒性試験
- 30) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Primary Eye Irritation Study of PolyLactide 2097-99-1 in Rabbits
- 31) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Primary Dermal Irritation Study of PolyLactide 2097-99-1 in Rabbits
- 32) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Dermal Sensitization Study of PolyLactide 2097-99-1 in Guinea Pigs
- 33) World Health Organization (1974) FOOD ADDITIVES SERIES 5, (LACTIC ACID AND ITS AMMONIUM, CALCIUM, POTASSIUM AND SODIUM SALTS)
- a) H.F.Smyth, jr, *et al.*, (1941) SOME PHARMACOLOGICAL PROPERTIES OF THE "TERGITOL" PENETRANTS, *J. Ind. Hyg. Toxicol*, 23, 478.
- b) O Fürth, *et al.*, (1930) Über die Assimilierbarkeit und Toxizität racemischer Milchsäure, *Biochem. Z.*, 228, 381.
- c) E.Leschke, (1932) Fortschritte in der Erkennung und Behandlung der wichtigsten Vergiftungen, *Münch. Med. Wschr.*, 79, 1481.
- d) G.Nazario (1951) AGENTES ACIDULANTES UTILIZADOS EM ALIMENTOS, *Rev. Inst. Adolfo Lutz*, 11, 141.
- e) E.S Faust, (1910) Über die Verwendbarkeit der Milchsäure als Bestandteil von Genußmitteln, *Cothener Chem. Z.*, 34, 57.
- f) H.M. Jacobs, *et al.*, (1957) Observations on Full-Term Newborn Infants Receiving an Acidified Milk Formula, *Lancet*, 77, 157.
- g) W. Droese, *et al.*, (1962) Funktionelle Prüfungen von Säuglingsnahrungen, dargestellt an der Säuremilchnahrung junger Säuglinge *Dtsch. Med. J.*, 13, 107h) W. Droese, *et al.*, (1964) Die Wirkung von Milchsäure(D/L), Citronensäure und Protein auf die organischen

- Säuren im Harn vorgesunden Säuglingen im I. Lebensvierteljahr, *Symp. über die Ernährung der Frühgeborenen, Bad Schachen*, Mai, 63
- 3 4) U.S. Food and Drug Administration (2003) Code of Federal Regulations, title 21, Vol. 3, sec.184. 1061 Lactic acid
- 3 5) European Communities (1990) Reports of the Scientific Committee for Food(Twenty-fifth series). First series of food additives of various technological functions
- 3 6) 厚生省 (1999) 第7版食品添加物公定書, 日本添加物協会発行 p 372,
- 3 7) 石橋無味雄, 他 (2001) 第十四改正日本薬局方 第二部医薬品各条, 廣川書店刊行 D-848 2001 .
- 3 8) U.S. Environmental Protection Agency (2003) HPV Data Set LACTIC ACID CAS#50-21-5 Dossier number 50215 Version 2
- a) *International Journal of Toxicology*, 17, 83, 1998
- b) *International Journal of Toxicology*, 17, 96, 1998
- c). Matsushima Y. *et. al.*(1989) Subchronic Oral toxicity study of Calcium lactate in F311 rats, *Eisei Shikenjo Hokoku*, 107, 78.,
- d) Granados H. *et. al.*, (1949) Observations on experimental dental caries : the effect of dietary lactic acid *J. Dental res*, 28, 282.
- e) Maekawa A., *et. al.*, (1991) Long-term Toxicity/Carcinogenicity study of Calcium lactate in F344 rats, *Food Chem. Toxic.*, 29, 589.
- f) *International Journal of Toxicology*, 17, 129, 1998
- g) M.T.Colomina, *et.al.*, (1992) Concurrent Ingestion of Lactate and Aluminum can Result in Developmental Toxicity in Mice, *Res Commun. Chem. Pathol.*, 77, 95.
- h) Al-Ani F.Y.,*et. al.*, (1988) Absence of mutagenic activity of acidity regulators in the Ames Salmonella/microsome test, *Mutation research*, 206,
- i) Morita T., *et. al.*, (1990) Evaluation of clastogenicity of formic acid, acetic acid and lactic acid on cultured mammalian cells, *Mutation research*, 240, 195.
- 3 9) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Acute Oral Toxicity Study of Lactide 2097-99-2 in Rats
- 4 0) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Acute Dermal Toxicity Study of Lactide 2097-99-2 in Rabbits
- 4 1) 食品安全委員会申請資料(未公表) 13-Week Toxicity Study of Lactide in Dogs
- 4 2) C.D. Hebert, *et. al.*, (1999) Toxicity of Lactide in Dogs After 2 and 13 Weeks of Daily Oral Dosing, *Food and Chemical Toxicology*, 37, 335.
- 4 3) 食品安全委員会申請資料(未公表) MUTAGENICITY TEST WITH LACTIDE IN THE SALMONELLA-ESCHERICHIA COLI/MAMMALIAN-MICROSOME REVERSE MUTATION ASSAY WITH A CONFIRMATORY ASSAY FINAL REPORT
- 4 4) 食品安全委員会申請資料(未公表) MUTAGENICITY TEST ON LACTIDE IN THE L5178Y TK+/- MOUSE LYMPHOMA FORWARD MUTATION ASSAY WITH A CONFIRMATORY ASSAY FINAL REPORT
- 4 5) 食品安全委員会申請資料(未公表) Mutagenicity Test on Lactide in an In Vivo Mouse Micronucleus Assay FINAL REPORT
- 4 6) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Primary Eye Irritation Study of Lactide 2097-99-2 in Rabbit
- 4 7) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Primary Dermal Irritation Study of Lactide 2097-99-2 in Rabbit
- 4 8) 食品安全委員会申請資料(未公表) FINAL REPORT Dermal Sensitization Study of Lactide 2097-99-2 in Guinea Pigs-Closed Path Technique)
- 4 9) 食品安全委員会申請資料(未公表) Hydrolysis Study on DABCO T-9
- 5 0) U.S. Environmental Protection Agency (1986) , Federal Register Vol. 51, No. 215. p.40318
- 5 1) Bundesinstitut für Risikobewertung (2004) 2-Ethylhexanoic acid in baby food and fruit juices packed in glass containers,
- 5 2) European Commission-Scientific Committee for Food (2003) "SYNOPTIC DOCUMENT"
- 5 3) World Health Organization(1993) FOOD ADDITIVES SERIES 32 2-ETHYL-1-HEXANOL
- 5 4) J.C. English, *et.al.*, (1998) Metabolism of 2-Ethylhexanoic Acid Administered Orally or dermally to the female Fischer 344 rat, *XENOBIOTICA*, 28(7), 699.
- 5 5) U.S.Environmental Protection Agency, Chemical Information Collection and Data Development(Testing), 2-Ethylhexanoic Acid(EHA) Test Results (HP : <http://www.epa.gov/opptintr/chemtest/ethylhec.htm>)
- 5 6) Juberg DR, *et. al.*, (1998) 2-Ethylhexanoic Acid : Subchronic Oral Toxicity Studies in the Rat and Mouse, *Food Chem Toxicol.*, 36, 429
- 5 7) A.G.Hendrickx,*et. al.*, (1993) Assesment of the Developmental Toxicity of 2-Ethylhexanoic Acid in Rats and Rabbits, *Fundam Appl Toxicol.*, 20, 199. 5 8) 食品安全委員会申請資料(未公表) 2-エチルヘキサン酸の毒性評価
- 5 9) World Health Organization,(2000) FOOD ADDITIVES SERIES 46, TIN (addendum)

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に係る食品健康影響評価について
(審議経緯)

- 平成 16 年 8 月 30 日 厚生労働大臣より食品安全委員会委員長に食品健康影響評価の要請（平成 16 年 8 月 30 日付厚生労働省発食安第 0830001 号）
- 9 月 28 日 第 5 回食品安全委員会において厚生労働省より意見聴取
- 9 月 28 日 第 5 回器具・容器包装専門調査会において調査審議
- 平成 17 年 2 月 7 日 第 6 回器具・容器包装専門調査会において調査審議
- 3 月 14 日 第 7 回器具・容器包装専門調査会において調査審議
- 平成 17 年 3 月 31 日 第 34 回食品安全委員会において器具・容器包装専門調査会報告書（案）の報告
- 平成 17 年 4 月 14 日～
平成 17 年 5 月 11 日 専門調査会報告書に対する御意見・情報の募集
- 平成 17 年 5 月 26 日 器具・容器包装専門調査会座長より食品安全委員会委員長に食品健康影響評価結果について報告予定

化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装に係る食品健康影響評価に関する審議結果についての御意見・情報の募集結果について

- １． 実施期間 平成１６年２月２６日～平成１６年３月２９日
- ２． 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- ３． 提出状況 １通
- ４． 主な御意見の概要及びそれに対する動物用医薬品専門委員会の回答

意見	御意見・情報の概要	専門調査会の回答

ポリ乳酸を主成分とする器具・容器包装に係る食品健康影響評価に関する審議結果に関する御意見・情報の募集結果について

- 1．実施期間 平成17年4月14日～平成17年5月11日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 4通
- 4．主な御意見の概要及びそれに対する器具・容器包装専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	○ 審議案は、L体とD体のいわゆるステレオ・コンプレックスの溶出試験を行っているようですが、容器包装等の用途開発に関する現状の課題は、例の大日本インキの引用文献に見るごとく、「脆性」の改質です。つまり、L体のみでは結晶性が強すぎる「スパイラル三次元構造」で、しかも耐熱性・耐衝撃性が低いという基本物性であり、容器としてのプラスチック成型特性に支障・問題があります。 プラスチック、とりわけ、容器としては、発泡処理（現状のスチレン発砲樹脂のような）も必要な局面となるはずであり、いわゆる、二次加工・容器成型に係るフィラー成型なども、当然不可欠です。 また、重合触媒として、スズ（Sn）系の一件のみとりあげていますが、これもグリーン・ケミストリーの視点からすれば不十分です。イオン重合に関する最新の知見からは、遅れています。 結論的には、カーギル・ダウ・ポリマーズ社のポリ乳酸原料の輸入特約に傾斜しすぎた国内各社の開発構想そのものに、問題があります。 当方は、この審議案の「審議委員」がどなたかは存じ上げませんが、少なくとも、プラスチック成型に伴う容器包装製品の安全性に今一歩踏み込み・考究が足りないと考えています。 なお、弊社は、現在、こうしたポリ乳酸についてのドラスチックな「改質」及び日本国内での乳酸製造につき、研究開発中です。	○ ポリ乳酸に使用される添加剤（2-エチルヘキサン酸スズを含む。）は、食品添加物として使用されているもの又は諸外国等で安全性評価がなされたものであり、今回行った3物質の溶出試験の結果、ポリ乳酸からの溶出は限られた条件でわずかに認められたこと、又は検出限界以下であったことから、ヒトへの健康影響の可能性は低いものと判断されました。 2-エチルヘキサン酸スズについては、ポリ乳酸の製造過程に一般的に使用されている点に着目し、毒性試験に関する知見を記載しました。 今回のポリ乳酸の審議で提出された資料は、現在流通している製品の溶出試験や安全性試験の結果を中心としたものであることから、評価書の結論の最後に「ただし、D-乳酸の含有率、添加剤等の組成及び使用条件で溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることから、適切な管理措置の設定が必要である。」旨を記載しました。今後、この評価結果に基づき、管理機関である厚生労働省が管理措置として、食品衛生法に基づく個別規格を策定することとなります。 また、今回審議したものとは明らかに異なるポリ乳酸がでてきた場合には、改めて評価を行うべきと考えます。
2	○ 人体に悪影響のある物質がポリ乳酸樹脂から溶出しないと審議結果（案）で理解しました。次は、ポリ乳酸樹脂の生物学的・化学的分解で発生する物質の研究と思われます。 ポリ乳酸樹脂が有用なのは、食品包装の分野以上に農業、土木の分野だと思われます。国による支援（税制・融資）でポリ乳酸樹脂が普及するようになればよいと思います。	○ 今後の業務の参考にさせていただきます。 なお、ポリ乳酸の化学的分解で発生する物質の研究については、国立医薬品食品衛生研究所でも研究されていると聞いております。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
3	○ 2量体のみの影響をみておられますが、ポリマーが分解していく過程で生成するオリゴマーの影響を検討する必要はないのでしょうか？ オリゴマーによる神経系への影響は検討しなくてよいのでしょうか？ オリゴマーによる骨・軟骨への影響は検討しなくてよいのでしょうか？ PLLA粒子が体内に残存しますと炎症・浮腫を生じます。 ポリマーに比べ、オリゴマーは、細胞に取り込まれやすく細胞に影響を与えやすい。	○ ポリ乳酸を主成分とする器具・容器包装に係る食品健康影響評価ということで、食品を介して摂取する可能性のある物質として、溶出と可溶性の点から重合体のうち2量体を取り上げ評価しています。易分解性のため直接オリゴマーが器具・容器包装から溶出し、ポリ乳酸のオリゴマーとして体内にはいる可能性は低いと判断しています。 ○ オリゴマーが体内に入るには製品から食品中に溶出し、消化管から吸収されるというステップがあります。分子量の大きいオリゴマーは水性の食品に溶出しにくく、消化管から吸収されないこと、食品中または消化管内でラクチド、乳酸などに分解されることにより、体内に入る可能性は極めて低いと考えます。 なお、ラットに強制経口投与した急性毒性試験で影響は出ませんでした。
4	○ 錫系触媒ではなく、鉄系触媒などもっと安全性の高い触媒で合成されたものを使用すべきであると考えます。 器具や容器包装に使われることが認められると、相当量が環境中に放出されることになります。 オクチル酸錫を使用せず、DBTなどが触媒として使用される可能性を防ぐことができるのでしょうか？ 触媒は、錫系は禁止し、鉄系に変更した方がリスク回避につながると考えます。	○ ポリ乳酸を主成分とする器具・容器包装に係る食品健康影響評価ということで、食品を介したヒトへの健康影響について評価しております。 ポリ乳酸に使用される添加剤（2-エチルヘキサン酸スズを含む。）は、食品添加物として使用されているもの又は諸外国等で安全性評価がなされたものであり、今回行った3物質の溶出試験の結果、ポリ乳酸からの溶出は限られた条件でわずかに認められたこと、又は検出限界以下であったことから、ヒトへの健康影響の可能性は低いものと判断されました。 2-エチルヘキサン酸スズについては、ポリ乳酸の製造過程に一般的に使用されている点に着目し、毒性試験に関する知見を記載しました。